

平成 2 4 年 1 1 月 7 日  
危険物保安技術協会  
業務部 業務課

「ガソリン携行缶の試験確認に係る業務規程」の制定について

当協会では、健全な危険物運搬容器の普及に努めるとともに、当該運搬容器による危険物の運搬時における安全の確保に寄与することを目的として平成 2 年から運搬容器の試験確認業務を実施してきたところであります。

ご存知のように危険物運搬容器のうちガソリン携行缶は、一般の方々も含めて広く流通しており、収納されているガソリンは引火危険性が高く、引火した場合は延焼拡大しやすい危険物です。

しかしながら、最近、定期調査又は定期性能調査において不適合となる事案が散見され、また、ガソリン携行缶からのガソリンの漏えい事案も発生しております。

このようなことから、この度、ガソリン携行缶の安全性向上に寄与することを目的として、運搬容器に係る試験確認に係る業務規程から独立させた「ガソリン携行缶の試験確認に係る業務規程」を制定し、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行いたしました。

つきましては、制定いたしました「ガソリン携行缶の試験確認に係る業務規程」及び「ガソリン携行缶の性能試験及び安全性能に関する基準」は、下記によりダウンロードできますので、ご活用いただければ幸いです。

[「ガソリン携行缶の試験確認に係る業務規程」](#)

[「ガソリン携行缶の性能試験及び安全性能に関する基準」](#)